

## 9 外務省

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」（平成20年10月1日。平成21年9月改定）及び1年ごとに定められる「外務省政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び個々の政府開発援助を対象に政策評価が行われている（注1）。
- ② 一般政策については、「総合評価方式」（注2）により事後評価が行われている。
- ③ 個々の政府開発援助については、事前評価及び事後評価が行われている。

（注1） 評価書は、外務省ホームページで公表されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>

（注2） 基本計画においては、「実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価」としている。しかし、評価法第19条に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況についての報告において、総合評価方式に分類されているため、「総合評価方式」として整理している。また、「総合評価方式」を用いて主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省とは異なる枠組みの下で「総合評価方式」により評価が行われている。外務省の独自性を表すため、「 」で記載している。

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価（58件）について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

- ① 外務省では、平成18年度の評価書から「評価結果」欄において、「目標を達成した」、「目標の達成に向けて相当な進展があった」等、5種類に類型化された表現の中から選択・記載し、政策評価の結論が容易に特定できるようにしている。

しかし、平成18年度から引き続き、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準も示されていない。

- ② 評価書における「効率性」の観点からの分析について、投入資源と結果の比較基準が不明瞭である評価や、効率的であったと判断した根拠が示されていない評価がみられる。

##### イ 今後の課題

類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。

「効率性」の観点からの分析に当たっては、投入資源と結果の比較基準や効率的であったと判断した根拠を明らかにすることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」(平成20年10月1日。平成21年9月改定)及び1年ごとに定められる「外務省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

事前評価は、個々の政府開発援助及び規制を対象としている。事後評価は、「基本目標の下、重要性のある中期的な施策とし、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策、外務省において重点的に取り組むこととした政策及び国民の関心の高い外交政策」を対象としている。事後評価については「総合評価方式」による評価を行うとしている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

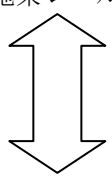
一般政策については、図表Ⅱ-9-①のとおり、「地域別外交」、「分野別外交」、「広報、文化交流及び報道対策」等の分野及び政府開発援助を対象として、「総合評価方式」による事後評価が行われている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、政府開発援助について、図表Ⅱ-9-①のとおり、当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれる無償資金協力や当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる有償資金協力について事前評価が行われている。

また、個々の有償資金協力における未着手・未了案件について、事後評価が行われている。

図表Ⅱ－９－① 外務省における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価
一般政策	政策（狭義） ・ 施策レベル  事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (事前)                      対象：法律又は政令による規制の新設・改正                       実施状況：平成17年8月 1件（試行）                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     &lt;「総合評価方式」&gt;                      対象：基本目標の下、重要性のある中期的な施策とし、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策、外務省において重点的に取り組むこととした政策及び国民の関心の高い外交政策                       実施状況：平成 15年 5月 118件                                        16年 6月 108件                                        17年 8月 62件                                        18年 8月 70件                                        19年 8月 73件                                        20年 8月 66件                                        21年 8月 58件                 </div>
	個々の政府開発援助 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (事前)                      対象：評価法施行令第3条第5号に掲げる個々の政府開発援助に係る案件                       実施状況：平成 15年 8～11月 15件                                        16年 1～10月 29件                                        17年 2～12月 38件                                        18年 1～8月 28件                                        19年 1～12月 45件                                        20年 1～12月 43件                                        21年 1～12月 49件                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (中間)                      対象：評価法第7条第2項第2号イ及びロに基づく個々の政府開発援助に係る未着手・未了案件                       実施状況：平成 15年 5月 32件                                        16年 3                                                  ～10月 13件                                        17年 8月 8件                                        18年 8月 14件                                        19年 8月 26件                                        20年 8月 25件                                        21年 8                                                  ～12月 17件                 </div>
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     (事前)                      対象：法律又は政令の制定又は改廃による規制の新設又は改廃を目的とする政策                       実施状況：－                 </div>	
<特徴> 「総合評価方式」を用いることによって主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしている。			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価(注3)について審査を行った結果は、以下のとおりである(個々の政府開発援助の評価についてはI-2-3参照)。

(注3) 総合評価方式による事後評価については、別途I-1-3において、府省横断的に整理しているところである。しかし、(注2)のとおり、外務省の「総合評価方式」による事後評価は、特定のテーマを設定して評価が行われておらず、他府省とは異なる枠組みの下で行われている。

そのため、他府省と同様の整理にはなじまないため、個別に本項目において整理することとした。

### ア 現状

#### (審査の対象)

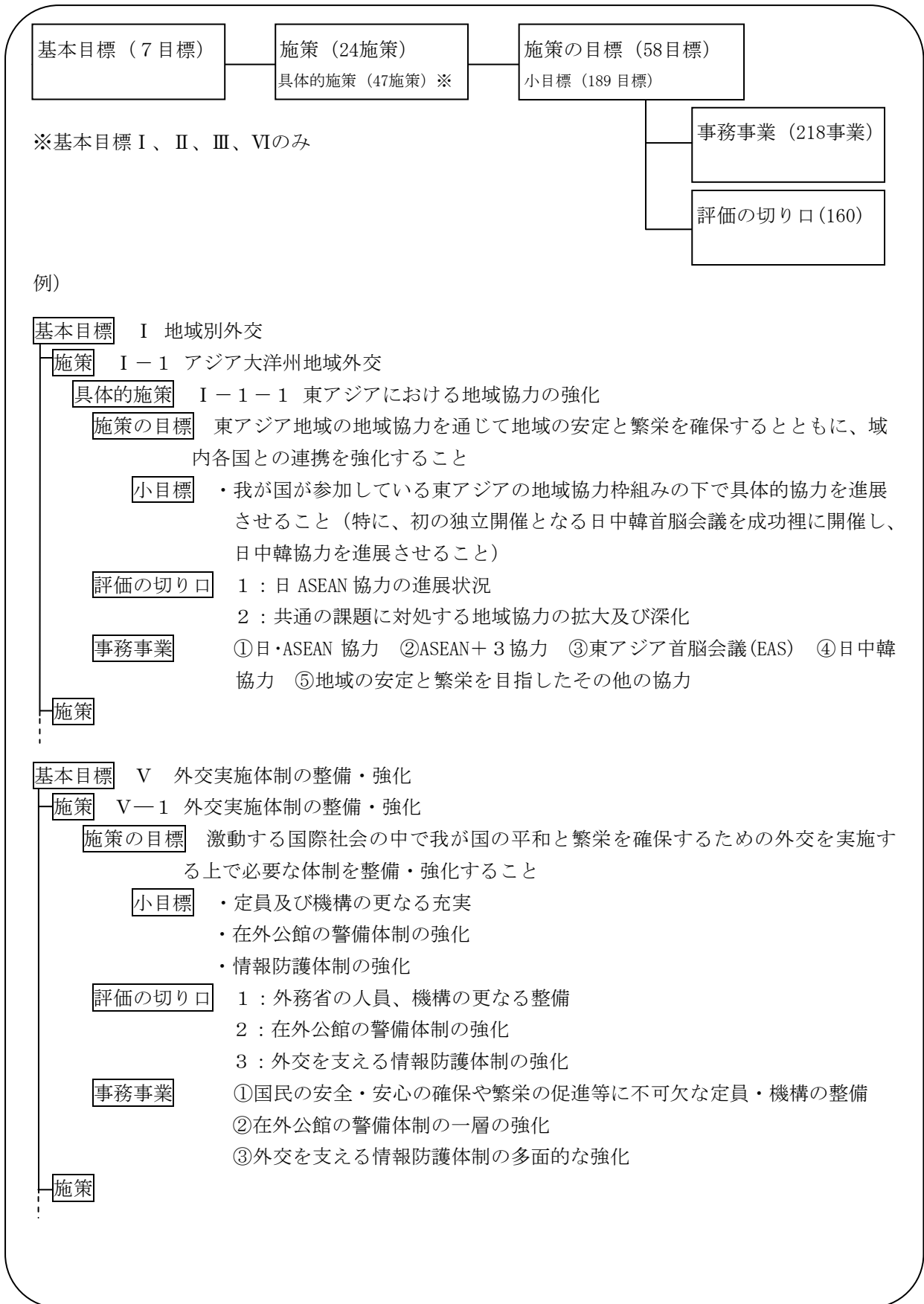
「総合評価方式」による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された58件を審査の対象とした。

### (評価の設計)

「総合評価方式」による事後評価の対象となる施策ごとに、図表Ⅱ－9－②のとおり、施策の目標が設定されており、その施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」を設定し、その指標が具体的な事務事業の実施により、どのように変動したのかによって進展状況を測る（政策効果を把握する）こととしている。

また、平成 21 年度の評価においては、施策の目標とともに、20 年度の具体的な目標として「小目標」が、1 施策につき 1 個から 11 個挙げられている。

図表Ⅱ－9－② 外務省における「総合評価方式」による事後評価の基本構造



(注) 外務省の評価書を基に当省が作成した。

**(審査の結果－取組の工夫が求められる点)**

外務省の政策評価では、実績評価方式の手法を踏まえ、「評価結果」欄において、以下のとおり、5種類に類型化された表現によって政策評価の結論を整理している（基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－1、Ⅱ－3～Ⅱ－5）、Ⅲ、Ⅵ（うち、Ⅵ－2）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値）。

- ・「目標を達成した。」
- ・「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
- ・「目標の達成に向けて進展があった。」
- ・「目標の達成に向けて一定の進展があった。」
- ・「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」

しかし、外交的な目標は数量化しにくいという事情により、引き続き、外務省の政策評価では、図表Ⅱ－9－③のとおり、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、また目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準が示されないまま、上記の類型化された表現により政策評価の結果が出されている。

図表Ⅱ－9－③ 外務省の評価の記載振り（達成すべき水準や判定基準が明確とはいえない）の例

施策名（具体的施策）	1-4 欧州地域外交（1-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進）
施策の目標	<p>西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること</p> <p>-----</p> <p><b>【小目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な対話の進展</li> <li>・共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展</li> <li>・人的、知的交流、民間交流の維持・促進</li> </ul>
評価の切り口（指標）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合的な対話の進展</li> <li>2. 共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展</li> <li>3. 人的、知的交流、民間交流の維持・促進</li> </ol>
目標の達成状況	
<p><b>評価の切り口1：総合的な対話の進展</b></p> <p>総理・外相の訪欧や外国要人の訪日といった要人往来の機会に、また北海道洞爺湖サミットや第四回アフリカ開発会議（TICADIV）、ダボス会議等多国間協議の場を利用し、首脳会談や外相会談等を行ったほか、政府関係者・有識者の往来を通じ様々なレベルでの対話を活発に行った。こうした対話の場で、国際社会が直面する諸課題について時宜を得た意見交換を行い、共通の諸課題に対する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。詳細は、事務事業①「西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進」を参照。</p> <p><b>評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展</b></p> <p>世界金融危機への対応、エネルギー安全保障や環境・気候変動等の国際社会が直面している諸課題について、多</p>	

国間及び二国間協議の場で我が国の立場への支持を得ると共に、諸課題への対応について政策調整を行った。

また、北欧諸国やバルト三国等、欧州の中でも独自の政策をとる傾向が強い諸国との間で個別の政策協議を進め、さらに、「V4+日本」（ヴィシエグラード4か国（チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア）と日本との協力枠組み）や「GUAM+日本」（民主化・市場経済化を進める地域機構GUAM（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバから構成）と日本との協力枠組み）等地域的枠組みとの協議を活発化させるなど、欧州諸国との間でさらに重層的な協議・政策調整を進めることができた。詳細は、事務事業②「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

### 評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招聘枠組みを利用し、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解促進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、一部の国については、日スペインシンポジウム、日英21世紀委員会、日澳21世紀委員会、日独フォーラム等を通じて知的交流を促進し、関係国の政官財界等多方面からの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、関係強化につなげた。さらに、各種周年事業実施を通じ、各国との民間レベルにおける交流が促進された。詳細は、事務事業③「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

#### 評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み、首脳・閣僚間の電話会談等種々の機会を捉え、我が国と欧州諸国との間で活発な対話が行われた。特に、北海道洞爺湖サミットやその他関連会合では、英国、フランス、ドイツ、イタリアをはじめとする欧州諸国の首相・外相等と気候変動、世界経済等、国際社会が直面している喫緊の諸課題への対応について協議した。また、「自由と繁栄の弧」という考えの下、市場経済、民主主義への志向とその一層の定着・発展を目指す諸国の努力を支援し、繁栄の道を共に歩みたいという決意を実現するため、V4やGUAMといった欧州の地域的な枠組みとの協議を活発化させた。

さらに、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設150周年記念の周年事業やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年2009」関連行事を通じて、政・官・民様々なレベルでの交流が一層促進された。

このような欧州諸国との対話・交流の活性化を通じて、各国との連携が強化され、当初想定していた以上の成果が得られた。

(注) 1 外務省の評価書を基に当省が作成した。

2 これらの評価には、第三者の所見として評価の妥当性について有識者から聴取した意見が併せて記載されている。

また、基本計画では、政策評価を実施するに当たっては、「必要性」、「有効性」及び「効率性」の3つの観点の基本とするとしており、「効率性」について、「投入された資源量に見合った結果が得られるか、政策効果の発現のためにとられる手段は適切、効率的であるか」などの観点から分析するとしている。しかし、評価書における「効率性」の観点からの分析内容をみると、図表Ⅱ-9-④のとおり、投入資源と結果の比較基準が不明瞭である評価や、効率的であったと判断した根拠が示されていない評価がみられる。

図表Ⅱ－９－④ 外務省の評価の記載振り（投入資源と結果の比較基準や効率的であったと判断した根拠が明らかにされていない）の例

投入資源と結果の比較基準が不明瞭である例	
I－２－３ 米国との安全保障分野での協力推進	限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は効率的であった。
I－４－１ 欧州地域との総合的な関係強化	限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
効率的であったと判断した根拠が示されていない例	
Ⅱ－１－２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策	ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いたことは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する手段として、効率性の観点からも適当であった。
Ⅵ－２－２ 環境問題を含む地球規模問題への取組	優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(注) 外務省の評価書を基に当省が作成した。

## イ 今後の課題

類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。その際、一つの手法として、①施策を構成する事務事業又は②施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」ごとに、それらが達成すべき水準を特定し、その達成度を測ることにより評価を行うことが考えられる。

また、「効率性」の観点からの分析に当たっては、投入資源と結果の比較基準や効率的であったと判断した根拠を明らかにすることが望まれる。